

萬生苑指定短期入所生活介護事業所

当施設は介護保険の指定を受けています。

(秋田県指定 第0570502781)

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 中 央 会

重要事項説明書

萬生苑指定短期入所生活介護事業所

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：0184-24-3711（午前9:00～午後5:00）

担当：生活相談員 石垣 森・渡部 正喜

* ご不明な点は何でもおたずね下さい。

2 事業所の概要

1. 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	萬生苑指定短期入所生活介護事業所
所在地	秋田県由利本荘市薬師堂字一番堰38番地1
指定番号	0570502781
サービス提供地域	由利本荘市・にかほ市の全域

* その他の地域にお住まいの方もご相談下さい。

2. 設備概要

定員		30名		
居室	個室	4室	トイレ	3室
	2人部屋	3室	医務室	1室
	4人部屋	18室	洗濯室	1室
一般浴室と特殊浴室		浴室	食堂ホール機能訓練室	

3. 職員の配置と勤務体制（令和6年4月1日現在）

入所定員100名 ・ 短期入所定員 30名

職 種	職員数	夜間勤務職員数	備考（資格等）
施 設 長	1		社会福祉主事・介護支援専門員 防火管理者・調理師
生 活 相 談 員	2		社会福祉士・介護福祉士 介護支援専門員・防火管理者
看 護 職 員	6		看護師 2名 准看護師 4名
介 護 職 員	42	6	社会福祉士 1名 介護支援専門員 2名 介護福祉士 36名 初任者研修（ヘルパー2級）2名 無資格 4名
管 理 栄 養 士	1		管理栄養士
調 理 員	1		
事 務 職 員	3		
医 師	(1)		非常勤嘱託医師
そ の 他		1	管理当直
合 計	56	7	

※看護職員は、当番にて夜間待機態勢をとり緊急時に対応します。（24時間体制）

3 サービス内容

1. 介護計画の作成

介護支援専門員の作成した「居宅サービス計画」に沿って、担当者間で協議し「短期入所生活介護計画」を作成し、利用者および家族に説明し同意をいただきます。

2. 食 事

管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況や嗜好、季節感等を配慮しそれぞれ病態に応じた食事を提供します。

食事時間

朝 食	7:30 ~ 8:30	行事食	1月1回
昼 食	12:00 ~ 13:00	おやつ	1日1回
夕 食	18:00 ~ 19:00		

のほか、湯茶等のサービスがあります。食事の際は原則として食堂をご利用頂きます。

3. 入 浴

原則として、週2回以上入浴していただきます。

ただし、利用者の状態に応じて、清拭等になる場合があります。

4. 介 護

短期入所生活介護計画に沿って下記の介護を行います。

利用者の状況に応じ、着替え・排泄・食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、居室の清掃、施設内での移動の付添い、レクリエーション等々などです。

5. 機能訓練

短期入所生活介護計画に沿って、機能訓練を毎日の生活ケアの中で行います。

6. 生活・介護相談

担当のほか、介護支援専門員もおります。お気軽にご相談下さい。

7. 健康管理

入所時に健康チェックを行います。通院に伴う送迎も行っております。

8. 特別食の提供

医療上必要な場合等のため特別食を用意しております。詳しくは職員におたずね下さい。

料金は別途かかる場合があります。

4 利用料（料金の単価は下記のとおりです。）

1. 基本料金（1割負担の料金）

介護度	介護保険適用時の 1日当たりの自己負担額
要支援 1	451円
要支援 2	561円
要介護度 1	603円
要介護度 2	672円
要介護度 3	745円
要介護度 4	815円
要介護度 5	884円

*自己負担額は、介護給付費の1割・2割・3割です。

*償還払いの場合には、一旦、介護給付額全額をお支払いいただきます。その後領収書を添付して保険者に請求されますと原則的には9割・8割・7割の還付が得られます。

2. 食 費（食事の提供に要する費用）

階 層	1日当たり
第1段階	300円
第2段階	600円
第3段階①	1,000円
第3段階②	1,300円
第4段階以上	1,445円

3. 滞在費

階 層	1日当たり
第1段階	0円
第2段階	430円
第3段階①②	430円
第4段階以上	915円

4. 送迎費

片道 184円 です。

5. 各種加算等

機能訓練体制加算 12円

サービス提供体制強化加算Ⅰ 22円

看護体制加算Ⅰ 4円（介護予防（要支援1・2）の方には算定されません）

夜勤職員配置加算Ⅰ 13円（介護予防（要支援1・2）の方には算定されません）

介護職員処遇改善加算Ⅰ $(1ヶ月利用日数 \times (基本単位 + 加算単位)) \times 140/1000$

6. 床屋代

月に1～2回、理髪業者が来ております。

散髪代 2,500円

7. その他

利用料自己負担分、食費・滞在費については、所得に応じた減免措置や保険者独自の減免制度があります。

5 短期入所生活介護ご利用の中止・変更・追加

1. 利用開始予定日以前の中止

もしくは新たなサービスを追加することができます。この場合、利用予定の2日前までにご連絡下さい。

2. サービスの提供が出来ない場合

サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用の可能な期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

6 利用料の支払方法

1. 当事業所窓口で現金で支払う方法

2. 銀行への振込方法

振込先 秋田銀行 本荘東支店 普通 339964
名義人 萬生苑 指定短期入所生活介護事業所
管理者 藤井 蘭子

7 当事業所のサービスの特徴等

1. 運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者の意志および人格を尊重して、常に利用者の立場でサービスの提供に努めます。介護計画に基づきサービス提供に努め、利用者がその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるようお手伝いいたします。

また、地域や家族との結びつきを重視し、密接な連携をはかり精神的安定感のある総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設利用に当たっての留意事項

(1) 面会時間

特に制限は設けておりません。ただし、早朝深夜等他の利用者の迷惑となる時間帯はご遠慮下さい。

(2) 飲酒、喫煙

お身体に影響のない範囲でお楽しみ下さい。喫煙する場所が限定されておりますのでご了承ください。居室での飲酒・喫煙はご遠慮いただきます。

(3) 金銭、貴重品の管理

担当者にご相談下さい。

(4) 設備、器具の利用

テレビ、ラジオ、カセットデッキ等の持ち込みは事前にご相談下さい。

(5) 宗教活動

特に制限はありません。信仰は自由です。ただし、共同生活に支障のない範囲とさせていただきます。また、施設内においての布教活動は原則として禁止させていただきます。

(6) 衣類の洗濯

施設で実施いたします。短期間のご利用の場合、洗濯できないものもありますので、ご了承下さい。セーター等のウール製品・ドライクリーニングは、クリーニング店をご利用いただいております。

(7) ペット

持ち込みはできません。

(8) 食べ物の持ち込み

健康上の理由により、職員にお尋ね下さい。

8 緊急時における対応方法

事業所は、短期入所生活介護提供中に利用者の状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医へ連絡を行うと共に、必要な措置を講じると共に、ご家族の方へその旨の報告を致します。

9 主治医意見書

サービスの利用に当たり、必要な場合は主治医の意見書を提出していただきます。意見書には、現病名・服用している薬品名・感染症の有無についてご記入していただきます。意見書の有効期間は特に体調の激しい変更がない限り6ヶ月間といたします。

10 サービス内容に関する相談・苦情

サービスに関する相談・要望・苦情等はサービス提供責任者か下記窓口へお申し出下さい。

1. 事業所における苦情の受付

担当：生活相談員 石垣 森・渡部 正喜

電話：0184-24-3711 FAX：0184-22-3780

受付：8：45～17：45（月曜日～金曜日まで）

2. 市町村の苦情受付窓口

由利本荘市役所 福祉保健部 長寿生きがい課

秋田県由利本荘市尾崎17番地

電話：0184-24-6323

3. 県の苦情受付窓口

秋田県国民健康保険団体連合会

秋田県秋田市山王4丁目2番地3 秋田県市町村会館4階

電話：018-883-1550

4. 第三者委員

- ・佐藤 治円 0184-22-5760
- ・武田 千代 0184-22-3386
- ・黒坂 周 018-832-7324

1.1 事故発生時の対応

指定介護老人福祉施設サービスの提供により、利用者に事故が発生した場合は、「事故発生時対応マニュアル」に沿って必要な処置を講ずるほか、速やかに家族の方、保険者に連絡します。

1.2 非常災害対策

地震及び火災等の緊急時に備える為消防計画に基づき、自衛消防隊を編成する。

1.3 当事業所の概要

法人名称	社会福祉法人 中央会
代表者	理事長 藤井 蘭子
法人本部所在地	〒015-0041 秋田県由利本荘市薬師堂字一番堰38番地1
電話番号	0184-24-3711
F A X	0184-22-3780
法人設立	昭和53年 3月25日

《併設施設》

指定介護老人福祉施設 萬生苑
萬生苑指定居宅介護支援事業所

以上の契約を証するため本書二通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、一通ずつ保有するものとします。

短期入所生活介護の提供開始に当たり、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業者

所在地：〒015-0041

秋田県由利本荘市薬師堂字一番堰38番地1

名称：社会福祉法人 中央会

特別養護老人ホーム 萬生苑

説明者：氏名 _____ ⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護について重要事項の説明を受け、提供開始に同意し受領しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ ⑩

代理人

住所 _____

氏名 _____ ⑩